

令和元年6月17日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2016～2018

課題番号：16K13311

研究課題名(和文)＜動態媒質論的法概念＞の探究

研究課題名(英文)An Investigation on the Dynamic Field Concept of Law

研究代表者

長谷川 晃 (Hasegawa, Ko)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：90164813

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：R・ドゥオーキンは、＜権力行使の制約としての法＞～＜正義・公正・適正法定手続のパラメーター＞～＜純一性という標準＞の下で展開され、プロテスタント的態度というメタ理論を伴う平等論的な法を構想し、法の動的把握の先鞭をつけた。この見方を一般化すると、そこでは＜パラダイム(リーガリティの概念)＞～＜パラメーター＞～＜リーガリティの標準＞の下での動的な規範理解の展開と実質的価値に定位した法秩序が構想される。さらにこれを拡張すると、社会の全体において動的な法形成が複数展開し合う恒常的状态が考えられ、しかもそこで解釈的な遭遇・拮抗・重合の反復の機序から規範の多元多層的な法が伸展するという見方が示唆される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、(1)ドゥオーキンの解釈的純一性論の深い意義を＜動態媒質論的法概念＞という新たな視角から明確化し、(2)＜動態媒質論的法概念＞の開拓とモデル化によって法認識論及び法存在論、法解釈論に係る伝統的な法哲学的見方の転換を図り、(3)特に諸規範の翻訳的な結合と伝播の機序をめぐり現代法哲学と比較法伝統論、社会的意味世界論、トランスレーション・スタディーズ、コミュニケーション理論、複雑系社会ネットワーク理論等との理論的連関が明確化されて学的地平が拡大し、そして、(4)法哲学における法概念論が人間の規範秩序構築一般と結合して異分野融合的な学問的關係づけが進むことにある。

研究成果の概要(英文)：R. Dworkin developed a dynamic conception of law under the scheme of <the law as a constraint on the exercise of power> ~ <a parameter of justice, fairness and fairness legal procedure> ~ <a standard of unity> whose valuational core is an equality theory with a meta-theory of a protestant attitude to establish a new law, and he set the stage for dynamic understanding of the law. To generalize this view, there is a development of dynamic understanding of norms under the scheme of <paradigm (concepts of legality)>~<parameters>~<standards of legality> and of legal order oriented to substantial values. Further expanding this, we can think of a constant state in which dynamic law formation develops in multiple ways throughout the society, and moreover, we can think of a multi-layered network of law. It is also suggested that the law extends through the mechanism of repetition of interpretive encounter, antagonism, and polymerization.

研究分野：法哲学

キーワード：ドゥオーキン 法概念 動態媒質論 規範翻訳 法伝統 意味空間 法秩序

## 1. 研究開始当初の背景

現代法哲学の法概念論においては、これまで様々な視座が開拓されてきたが、そこでは特に、規範構造論（H・ケルゼン）、ルール体系論（H・L・A・ハート）、解釈的純一性論（R・ドゥオーキン）、熟議的手続論（J・ハーバーマス）、オートポイエーシス・システム論（N・ルーマン）の五つの見方が重要である。しかし、規範構造論は規範論理が焦点で法形成の問題に十分な考慮がなく、ルール体系論はルール形成が焦点で法構造の問題に十分な考慮がなく、熟議手続論は立法手続が焦点で法価値の問題に十分な考慮がなく、オートポイエーシス・システム論はマクロなシステム運動が焦点で主体的法実践の問題に十分な考慮がない。しかも、前三者は旧来の「静態形式論的法概念」に捕らわれたままであり、最後者はシステム動態性を重視するが人間の主体的・継続的な法的活動の動態を捉えてはいない。これに対して、解釈的純一性論は、人間の主体的で解釈的な法実践を焦点にしつつ、法形成、法構造、法価値の諸問題についても重要な示唆を提起している。それは、人間の活動を規範秩序全般に係る解釈的営為の層化スパイラルとして捉え、法の創成変容とその主体的動因の解明に力点を置き、現実の法実践の理解、特にハード・ケースの解決可能性、様々な現代的法観念の理論的不一致とそれがもたらす秩序変動、そしてグローバル法秩序における種々の法体系の接続・融合などである。

ただし、この重要な解釈的純一性による法概念論も、主唱者ドゥオーキンの逝去によってその理論的ポテンシャルが十分に展開されないまま残っている。ドゥオーキンは晩年に、法実践そのものの解釈的な捉え方に係る認識論的・方法論的問題へと議論を進め、最終的には法実践の存在論的身分にまで議論を深めたが（*Justice for Hedgehogs*, 2011）、その革命的とも言える法哲学的意義はまだ気づかれていない。そこで、本研究は、このドゥオーキンの法哲学的遺産をさらに展開し、新たな「動態媒質論的法概念」のモデルへと結晶させることを目指すこととした。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、現代法哲学の法概念論の領域において新たな「動態媒質論的法概念」の意義を探究し、その重要性を証示することにある。「動態媒質論的法概念」とは、法を一定の構造を有する客観的規範の連結体と捉える従前の「静態形式論的法概念」とは異なり、人間が主体的に規範秩序を創生してゆく際の「媒質」として、つまりその内で人間が規範秩序を解釈的かつ動的に形成し創造的に変容させる意味場そのもののあり方として法を捉える理論であり、R・ドゥオーキンが展開した解釈的純一性論が有する深層の哲学的含意を、さらに一貫した形で発展させ、結晶させるものであった。

このような研究の斬新性は、「動態媒質論的法概念」の先鞭を付けたドゥオーキンの法概念論の批判的精査と理論的再構成を行いつつ、さらに現代的な学際的彫琢を施して新たに提唱することと同時に、諸規範の翻訳的結合と伝播の機序を軸とした「動態媒質性」の実体的内質、継時的展開形、それらと人間活動・関係などの立体的理解を新たに示すことにあった。また、本研究のチャレンジ性は、20世紀を代表するドゥオーキンの法概念論の再把握を「動態媒質論的法概念」という全く新たな法概念への哲学的な展開・彫琢として、かつ異分野融合的視点も導入して試みると共に、この新たな法概念のモデル化において現代的な比較法伝統論、社会的意味世界論、トランスレーション・スタディーズ、コミュニケーション理論、複雑系社会ネットワーク理論などの結合による科学的補強と視野の拡大を試みることにあった。

この研究によって期待される成果は、(1) 極めて重要な法概念論ながらその革命的な理論含意が未だ十分に検討されていないドゥオーキンの解釈的純一性論のより深い意義を「動態媒質論的法概念」という全く新たな視角から明確化すること、(2) 新たな「動態媒質論的法概念」の開拓とモデル化によって、法認識論及び法存在論、法解釈論に係る伝統的な法哲学的見方の大きな転換を図ること、(3) その過程で、特に諸規範の翻訳的な結合と伝播の機序をめぐって、現代法哲学と比較法伝統論、社会的意味世界論、トランスレーション・スタディーズ、コミュニケーション理論、複雑系社会ネットワーク理論等との理論的連関が明確化され、学的地平の拡大を示すこと、そして、(4) 法哲学における法概念論が人間の規範秩序構築一般と結合しており、複雑な現代の法実践をめぐる異分野融合的な学問的関係づけを証示することであった。

## 3. 研究の方法

「動態媒質論的法概念」の理論的展望をより明確化し、社会科学的な接合に置いて適切に拡張し、さらに一つの一貫したモデルに精練してゆくために、本研究では、第一の基礎的整理から第二の発展的なモデル構築を経て、第三の検証と完成に至るステージを設け、段階的かつ着実に探究を進めた。

第一ステージ（平成28年度）では、ドゥオーキンがその生涯の最後期に展開した解釈的純一性を軸とする法概念論の真の理論的含意を再考するために、特にその契機となった所謂「ハート＝ドゥオーキン論争」の経過と論議の深化の過程を再検討・再整理した。ここでは、この見方が有するさらなる可能性を示唆する重要な一方向として、法哲学とは異なる比較法理論において展開されている比較法伝統論、特にH・パトリック・グレンの「持続可能な多様性」の下の法

伝説論」を法概念論的な視角から再検討・整理し、ドゥオーキンの議論との有機的な接合可能性を探究した。また、以上の検討と併行して、本研究の軸となる解釈的営為の秩序形成的な意義、特に諸規範の翻訳的な結合と伝播の機序をめぐって、社会的意味世界論、翻訳理論、コミュニケーション理論、複雑系社会ネットワーク理論など関連領域での最新の知見も整理した。なお、以上の過程においては、研究協力者として、アナリス・ライルズ（米・コーネル大学・法人類学）、ヘルゲ・デデク（カナダ・マギル大学・比較法史論）、アンドリュー・ハルピン（シンガポール国立大学・一般法理論）、そして王泰升（国立台湾大学・アジア法史）等の諸氏とのコミュニケーションを活用した。この作業は以下のステージでも継続した。

第二ステージ(平成 29 年度)では、<動態媒質論的法概念>モデルの展開と検討を目指した。そこでは、前のステージでの作業をさらにそのメタ・レベルにおいて理論的に省察し、そこに示される法概念の<動態媒質性>の特質を、<静態形式的法概念>との対比において明らかにした。また、ここで重要な<動態媒質性>の有する社会的広がりをも明確化するために、社会理論、とりわけ意味論的社会制度論と複雑系社会理論とを参照し、種々の規範群を培養する意味場としての法のあり方について社会理論的な背景説明を探った。これらは、人間の社会的紐帯を多形的なネットワーク構造とその動態として把握し、特にそこでの情報ネクサスの生成と多重フィードバック・ループの働きにおいて捉えようとするものであり、それは本研究で明らかにしようとする<動態媒質性>を持つ法の社会的広がりをも説明するものと考えられた。

第三ステージ(平成 30 年度)においては、新たなモデルの精錬を目標として<動態媒質論的法概念>モデルを提示し、体系的説明を完成させることを試みた。そして、<動態媒質論的法概念>モデルに基づいた法形成の有り様に関して、国際比較法学会(福岡:2018年7月)において報告し、他の立場との間の学問的論争を提起した。なお、その結果として、“On the Mode of Confluence in Law”と題する論考を国際比較法学論集に寄稿し2019年中に刊行予定となった。また、その後、上記の検討の内容を“Law as the Dynamic Field of Normative Meaning — A Novel Conception of Law from the Dworkinian Perspective of Interpretive Integrity”と題する英文論文を国際学会誌 *Law and Philosophy* に投稿すべく準備を進めている。

#### 4. 研究成果

本研究の成果としては、まず、ドゥオーキンの法概念論の精査を踏まえたうえで、その純一性としての法理論が正義(平等)・公正・適正法定手続をパラメーターとする実践的法概念論であることに着目して理論展開を図った。これは実践における法の動的コンセプトの追求であり、それと連動してドゥオーキン流の解釈主義は法の理解における自己反省であることにつながる。ここでは解釈的理論とメタ解釈理論との複合体として法のコンセプトが成り立つが、ドゥオーキンにおいては、それは平等論的法理論とリーガリティ=パラメーター論と解釈理論の間の複合である。また、このような議論は、その内実において欧米法の伝統たる権力制約条件論に立っている。現代においては法の機能は多元化しているが、その基本はこの条件論にあり、この点で、ドゥオーキンによる法の動的コンセプトの追求は、<権力行使の制約としての法>~<正義・公正・適正法定手続のパラメーター>~<純一性という標準>の下で実践的に展開される法のことであり、また、このような実践的な法における道徳的・プロテスタント的態度というメタ理論を伴った平等論的法概念論である。

このような動態的な見方をさらに一般化すると、法伝統は法概念のパラダイムを規定し、それによって法のパラメーターを規定し、またリーガリティの標準を規定していることになる。そして、そこでは、<パラダイム(リーガリティの概念)>~<パラメーター>~<リーガリティの標準>の下での動的な規範理解の展開と実質的価値に定位した動的な法秩序の有り様が看取されることになる。さらにこれを拡張するならば、それは社会の全体において動的な法形成が複数展開し合う一定の恒常的な状態としての法の有り様を示していると言える。これは、ドゥオーキンの法概念に伏在する解釈学的な異質動態媒体性を示しており、しかもそれはさらに、社会内の法秩序における解釈的な遭遇・拮抗・重合の反復の機序による規範の多元多層的なネットワークが伸展するという法秩序がそこに続くことを理論的に示唆していると言える。このような規範形成の運動の全体が支えられるところの意味の場を示すものが<動態媒質論的法概念>である。約言するならば、法は、特に諸規範の翻訳的な結合と伝播の機序を軸として、社会における関係形成の媒質としての情報ネクサスと多重フィードバック・ループの下で展開するものとして見られることになる。

この新たな法概念は法一元論よりも法多元主義に親和的である。すなわち、<動態媒質論的法概念>は、多元的な種々の法が相互に影響し合いながらグローバルで连接的な法秩序が形成されつつある 21 世紀の社会における新たな法を概念的に把握することへとつながっている。

#### 5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 4 件)

- (1) Ko Hasegawa, "Interactive Reason in Law" (in : M. Sellers ed., Law, Reason, and Emotion, Cambridge U. P., 2017, pp. 184-201)  
(at: <https://dx.doi.org/10.1017/9781108355223.009>)
- (2) Ko Hasegawa, "How to Deal with the Multiplicity of Law" (in: ARSP Beiheft 152, pp. 97-104, 2017)
- (3) 長谷川晃,「法の混成的妥当」(角田猛之他編, 法理論をめぐる現代的諸問題, 晃洋書房, 2016, 203-211 頁所収)
- (4) Ko Hasegawa, "The Dynamics of "Confluence" in a Legal System—Comments on H. Patrick Glenn's Insights on Legal Traditions" (in Transnational Legal Theory, Vol. 7: 1, 2016, pp. 1-8)  
(at: <http://dx.doi.org/10.1080/20414005.2016.1170472>)

[学会発表] (計 1 件)

Ko Hasegawa, "On the Mode of Confluence in Law"  
Invited Talk at the 20th Congress of the International Academy of Comparative Law, July 2018,  
Fukuoka, Japan

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

[その他]

ホームページ等 : [lex.juris.hokudai.ac.jp/hasegawa/works.htm](http://lex.juris.hokudai.ac.jp/hasegawa/works.htm)

## 6. 研究組織

(1) 研究分担者 なし

研究分担者氏名 :

ローマ字氏名 :

所属研究機関名 :

部局名 :

職名 :

研究者番号 (8 桁) :

(2) 研究協力者

研究協力者氏名 :

ローマ字氏名 :

アナリス・ライルズ(Annelise Riles) (米・コーネル大学・法人類学)

ヘルゲ・デデク(Helge Dedek) (カナダ・マギル大学・比較法史論)

アンドリュー・ハルピン(Andrew Halpin) (シンガポール国立大学・一般法理論)

王泰升(Wang Tai-shen) (国立台湾大学・アジア法史)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。